埼玉県里の山守活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、協働による緑の保全、再生及び創出(以下「保全」という。) を推進するため、市民団体等が行う活動を支援するため、予算の範囲内にお いて補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に該当する協定を締結した市民団 体等(以下「市民団体等」という。)が、当該協定に基づき実施する活動に 係るものとする。
 - (1) ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)第19条 に基づき知事の認定を受けた市民管理協定
 - (2) 平地林保全協定実施要綱(平成22年7月7日施行。以下「実施要綱」という。) に基づく平地林保全協定
- 2 国庫補助事業、他の県費補助事業等、この補助金以外の公的補助金の交付 を受ける事業及びその他の団体からの補助金を受ける事業は補助対象としな い。
- 3 前二項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団又は暴力団員が事業主若しくは役員となっている団体
- (2) 前号による団体又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助対象経費等)

第3条 前条第1項各号に掲げる補助事業に係る事業の補助対象経費等については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 市民団体等は、規則第4条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに様式第1号の交付申請書を知事に提出しなければならない。

(記載事項)

- 第5条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおり とする。
 - (1)団体の概要
 - (2) 収支予算書等、団体概要を補足する書類
 - (3) 必要な経費にかかる見積書等
 - (4) 事業内容が明らかとなる書類
- 2 前項第2号に定める収支予算書には、当該補助事業による収入及び支出を 他の収入及び支出と区別できる方法で計上しなければならない。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定及び通知)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 2 補助金の支払いは、額の確定後、精算払いとする。
- 3 補助金を交付しないことを決定した場合、知事は様式第3号により、速や かに申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等に係る様式)

第7条 市民団体等は、規則第6条第1項第1号及び第3号の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、様式第4号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市民団体等は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 市民団体等は、補助事業の完了(事業の中止又は廃止の場合を含む) した日から後15日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い期日までに、 様式第5号の実績報告書に、収支の分かる関係書類及び事業に関して知事が 必要とする資料等を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号により行うものと する。

(補助金の請求)

- 第11条 前条の規定により補助金交付の確定通知書を受けた市民団体等は、様式第7号により知事に補助金の請求をするものとする。
- 2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を 交付するものとする。

(書類の整備等)

- 第12条 市民団体等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会 計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則 (略)

別表 (第3条関係)

1 事業の補助対象経費等

経費区分	補助率	備 考
保全活動費	1 ㎡当たり45円に 1/2を乗じた額	刈払い、不良木伐採等の緑地保全整 備活動などの活動経費
消耗品	1/2	下刈鎌、鉈、鋸、燃料費、ゴミ袋など※ 飲食物にかかる経費は対象外

2 補助上限

- (1)補助額 1団体につき年間30万円
- (2)補助年数 1協定締結地につき5年間(5回)

様式第1号(第4条関係)

年度埼玉県里の山守活動支援事業補助金交付申請書

平 及	.何玉乐生	ミの川口	(白 男)	义饭手	*耒州り	」金叉	177 中市	月音	
							年	月	日
(宛先)									
埼玉県知	事								
				地					
				名					
		代表者		•					
		(担当	者氏》	名・連絡	各先)
下記により、埼玉り	県里の山 '	 字活動支	援事	業補助	金の交	什を受	をけたし	ハので	補
助金等の交付手続等に									
します。	-100,7 007	20X12/14 T	> C · -	/yu/ c (=		7.1 VI E	1/2/ - 1	J/ C	1 111
· , ,			記						
. [58] 6	hore A		дЦ			^	\\		
1 補助金交付申請額	額 金_				円(Bの乍	(計額)		
2 申請額の算出基础	濋								
経費区分	対象経	費(面積)	Α	申	請額 B	(千	円未満	词(捨)	
保全活動費			m²	$(A \times 4)$	5円×1/2	2)			円
消耗品			円	(A >	< 1/2)			円
合 計									円
3 事業実施期間		年	月	日	~		年	月	日
4 事業計画									
(1)活動予定場所									
	所	在	+	 也			面	 積	ŧ
	121	114	Į.	ഥ			Щ	作	Į
									m²
									111
(2)保全活動計画									
活動予定年月	参加子	定人数		 活	動	7 容	(予定	()	
7,1,7,1,7		, -, -,				. ,,	, , , ,		
/ -) - > 1 + 1 + 4 + 1									
(3)消耗品の積算	银拠								
(3)消耗品の積算権 品 目	根拠 			責		算			
	退拠			主		算			
	艮拠		 	其		算			

5 添付書類

事業収支予算書、団体概要及び加盟者名簿、活動場所の図面、消耗品の見積書

様式第2号(第6条関係)

年度埼玉県里の山守活動支援事業補助金(変更)交付決定通知書

番 号 年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで交付(変更承認)申請のあった埼玉県里の山 守活動支援事業については、下記のとおり(変更)交付決定します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払い
- 3 交付の条件
- (1)補助事業を変更、中止、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 知事が、埼玉県職員をしてこの補助事業に関する会計帳簿、証拠書類等を調査させる場合は、これに応じなければならない。

番 号 年 月 日

申請者 様

埼玉県知事

印

埼玉県里の山守活動支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け第 号で交付(変更・中止・廃止承認)申請のあった埼玉県里の山守活動支援事業補助金については、補助しないことを決定しましたので、埼玉県里の山守活動支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します

様式第4号(第7条関係)

年度埼玉県里の山守活動支援事業補助金 変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(宛	先)
· / L	/ 4/

埼玉県知事

所 在 地 団 体 名 代表者職氏名 (担当者氏名・連絡先)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった埼玉県里の 山守活動支援事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、承 認してくださるよう申請します。

記

1 交付決定額

金_______

2 変更後の補助金交付申請額

経費区分	対象経費(面積)A	申請額 B	(千円未満切捨)	
保全活動費	m^2	(A×45円×1/2)		田
消耗品	円	$(A \times 1/2)$		円
合 計				円

3 補助金の増減額

金 P

- 4 変更する内容及び理由(中止・廃止する理由)
- 5 変更事業計画(変更に係るもののみ記載、中止・廃止の場合は添付不要)
- (1)活動予定場所

所	在	地	面	積	
					m^2

(2) 保全活動計画

活動予定年月	参加予定人数	活	動	内	容 (予定)

(3)消耗品の積算根拠

品目	積	算

6 添付書類(変更に係るもののみ添付、中止・廃止の場合は添付不要) 事業収支予算書、活動場所の図面、消耗品の見積書

様式第5号(第9条関係)

活動場所(範囲)の図

年度埼玉県里の山守活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)									
埼玉県知事									
			E 地						
			本 名						
		代表者			_				\
		(担当	首氏名	•連絡外	Ľ.)
年 月	日付	けの第		号で	補助金	·の交	付決定	: の诵 /	知を
けた事業が完了した				•					
より、関係書類を流	たえ、下	記のとお	り報告	します))				
			記						
			пц						
補助金の精算									
(1) 交付決定金額		金				円_			
(2)補助対象実績額	頁	金				円 ((Bの合	·計額))
経費区分	社会 级	費(面積)	A	油 田	姷 D	(1	一円未満	111141	
保全活動費	八多胜	貝(四個)	$\frac{n}{m^2}$		<u>報 D</u> 5円X1/		1/1/1両	9/1百/	円
消耗品			円		$\frac{1}{1/2}$				円
合 計			1,3	(11	<u> </u>				円
補助事業の実施期	· 日目	左	月	日	~ .		年	月	日
州切尹未り天旭州	刀[甲]	4-	力	Н			+	刀	Н
事業実績									
(1) 活動実施場所									1
	所	在	地				面	積	į
									m²
(の) 但人活動の宝色									
(2) 保全活動の実績 活動年月日		1人数		 活	動] 容	•	
伯男千万日	参加	山八刻		1白	到	Γ:	J 台	-	
 (3) 消耗品の積算机	_ 艮机								
品目			積				<u> </u>		
添付書類									
事業収支決算書、	支出を記	Fする書巻	盾(領収	書等)	活動狀	況及	が完了	時の:	写直
	H	- / - - / - / - / - / - / - / - / - / - / -	. , \ <i>\</i> /\	· · · · · · · · ·	·/- レ \	/ / \		-	

様式第6号(第10条関係)

年度埼玉県里	の山字活動	支摇事業補	肋全額確	宇宙知書
十/文川上/六十	Vノ 山 ハイウ 男儿	X 1/2 	77.17.17.17.11年	

番 号 年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで実績報告のあった埼玉県里の山守活動支援事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

队为37.75 (3711水风水	/					
			番	年	月	号 日
(宛先) 埼玉県知事						
	団 付表者	E 地 本 名 職氏名 者氏名・連	基 絡先)
埼玉県里	星の山守活動支	援事業補助	助金請求言	ŧ		
年 月 山守活動支援事業補助金 綱第11条の規定により、		県里の山守	活動支援	事業補		
	記					
<u>\$</u>	Ž		_円			
フ リ ガ ナ						
振込口座名義人						
金融機関名	銀	行 用金庫				店

口座番号 (普通 ・ 当座)

参考様式

\cap	事業収支予算
\cup	尹未以入了异

\smile		
(1)収入の部	単位: 円

区 分	予 算 額	備考
県補助金		
自己資金		
計		

(2) 支出の部 単位:円

区 分	予算額	備考
保全活動費		
消耗品		
計		

○ 事業収支予算(変更)

(1) 収入の部

単位:円

٠			, , ,
	区分	変更前予算額	変更後予算額
	県補助金		
	自己資金		
	計		

(2) 支出の部 単位:円

区分	変更前予算額	変更後予算額
保全活動費		
消耗品		
計		

○ 事業収支決算

(1) 収入の部

単位:円

区分	予算額	決算額	比	較	備考
		伏异領 	増	減] 1佣45
県補助金					
自己資金					
計					

(2) 支出の部 単位:円

区分	予算額 決算額	決算額	比	較	備考
	了异似	<u> </u>	増	減	
保全活動費					
消耗品					
計					

参考様式

団 体 概 要 書

団 体 名	
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
設 立 目 的	
会 員 数	
活動分野	
活動実績	
担当者職氏名	
担当者連絡先	(住所) 〒 (電話)
備考	

団体加盟者名簿

住 所	氏 名	備考